

札幌市環境教育リーダー制度運営要綱

平成16年4月20日

環境局長 決裁

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育リーダー(以下「リーダー」という。)の制度に関する基本的事項を定め、環境保全のための教育活動及び学習活動を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 市長は、市民、学校等からの依頼に基づき、これらが主催する環境保全に関する学習会、観察会等にリーダーを派遣する。

(委嘱)

第3条 市長は、市が実施する「環境教育リーダー育成研修会」を修了した者等、前条に掲げる事業の実施に関して適当と認められる者をリーダーとして委嘱する。

(任期)

第4条 リーダーの任期は、委嘱した年度を限度とする。ただし、その再委嘱を妨げない。

(制度の充実)

第5条 リーダーは、環境保全に関する知識の増強及び解説能力の向上等に努める。

2 市長は、第2条に掲げる事業の実施に関して必要な支援に努める。

(解任)

第6条 市長は、リーダーが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) リーダーから辞職の申し出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) リーダーとしてふさわしくない行為があったとき。

(派遣対象等)

第7条 リーダーの派遣の対象は、市内で実施される環境保全に関する学校の授業、市民グループや市、民間企業等主催の小規模かつ非営利の学習会、観察会等とする。ただし、営利、特定の宗教や政治活動を主たる目的とするものには派遣を行わない。

2 1回の派遣時間はおおむね2時間以内とする。

3 学校の授業等で参加者が多数のときや、講義と実習を異なる日程で行う場合など必要と認められる場合には、市長は、リーダーを複数派遣することができる。

4 市長は、予算措置等やむを得ない都合により、リーダーの派遣等を一時中止することができる。

(派遣手続等)

第8条 リーダーの派遣を希望する学習会等の主催者(以下「主催者」という。)は、事前に「環境教育リーダー派遣依頼書」(第1号様式)を市長に提出する。

2 市長は、前項の依頼書を審査し、その採否及び派遣するリーダー名を主催者に通知する。

3 リーダーは、主催者との連携を十分に図り、学習会等の充実に努める。

(実施報告)

第9条 主催者は、リーダーの派遣を受けた学習会等の終了後、速やかに「環境教育リーダー派遣実施報告書」(第2号様式)を市長に提出する。

(謝金)

第10条 市長は、リーダーを派遣したとき及びその他必要と認められるときは、当該リーダーに対して、別に定める謝金(交通費を含む。)を支給する。

(派遣業務の代行等)

第11条 市長は、リーダー派遣の業務上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にリーダー派遣の業務を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にリーダー派遣の業務を行わせる場合における第2条から第10条までの規定(ただし、第3条及び第6条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「第1号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第9条第1項中「第2号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。